

別表第1(第2条・第3条関係)
日常生活用具種目(6種目)

種目		対象者	基準額(円)		耐用年数等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者	154,000		8
	特殊マット (褥瘡予防用以外)		19,600		5
	特殊マット (褥瘡予防用)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者 ※医師の意見書が必要	90,000		
	特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000		
	入浴担架	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	82,400		
	体位変換器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で寝たきりの状態にある者	15,000		
	移動用リフト	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,000		4
	訓練椅子(児のみ)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の児	33,100		5
	訓練用ベッド	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200		8
自立生活支援用具	入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で入浴に介助を要する者	90,000		8
	便器(便器用手すりを含む。)	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で常時介護を要する者	4,450		
			手すり付	5,400	
	T字状・棒状のつえ	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)	木材	2,200	3
			金属	3,000	
	移動・移乗支援用具	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000		8
	頭部保護帽	・ 平衡機能障害3級の者(児) ・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) ・ てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)又は精神障害者	12,160		3
	特殊便器	・ 上肢障害2級以上の者(児) ・ 難病患者等で上肢機能に障がいのある者	151,200		8
	火災警報器	・ 障がい種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者(児)	15,500		
	自動消火器	・ 障がい種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な者(児)・難病患者等	28,700		
	電磁調理器	・ 視覚障害2級以上の者(児)	41,000		6
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000		10
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	・ 聴覚障害者2級以上の者(児)	87,400		
	透析液加温器	・ 腎臓機能障害等3級以上の者(児)	51,500		5
	ネブライザー(吸入器)	・ 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児) ※同程度の身体障害者(児)の場合は、意見書が必要 ・ 難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	36,000		
	電気式痰吸引器 ^{たん}		56,400		
	酸素ボンベ運搬車	・ 在宅酸素療法者(児)	17,000		10

	盲人用体温計(音声式)	・視覚障害2級以上の者(児)	9,000		5
	盲人用体重計		18,000		
	盲人用血圧計		15,500		
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	・人工呼吸器の装置が必要な者(児) ・難病患者等で人工呼吸器の装置が必要な者	157,500		
	非常用電源設備・外部バッテリー	・呼吸器機能障害の者又は難病等によりこれと同等の障がいをする者であって、常時人工呼吸器を装着しているもの又は在宅酸素療法者	100,000		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声言語機能障害又は肢体不自由者(児)であって発声発語に著しい障がいをするもの	98,800		5
	情報・通信支援用具(パソコンの周辺機器又はアプリケーションソフト)	・上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者(児)	100,000		
	点字ディスプレイ	・視覚障害2級以上の者(児)	383,500		6
	点字器(両面書真ちゅう版製)		10,400		7
	点字器(両面書プラスチック製)		6,600		
	点字器(片面書アルミニウム製)		7,200		5
	点字器(片面書プラスチック製)		1,650		
	点字タイプライター		63,100		5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)		89,800		6
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)		36,750		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000		
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		29,000		
	視覚障害者用読書器	・視覚障害のある者(児)	198,000		8
	暗所視支援眼鏡	・網膜色素変性症等により夜盲又は視野狭窄の症状がある視覚障害者又は難病患者のうち、白杖を使用した単独歩行が可能な者で、医師により有用性及び安全に使用できることが確認できたもの ※医師の意見書が必要	395,000		
	盲人用時計(触読)	・視覚障害2級以上の者(児)	10,300		10
	盲人用時計(音声)		13,300		
	聴覚障害者用通信装置	・聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有する者(児)であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児) ※児は、学齢児童以上とする。	71,000		5
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900		6
	人工喉頭(笛式)	・喉頭摘出者(児)	5,000		4
	人工喉頭(電動式)		70,100		5
	人工喉頭(埋込型用人工鼻)		月額	23,760	—
	人工内耳用外部装置	・聴覚障害者(児)であって、現に装用している外部装置が5年以上経過している者(児)(医療保険が適用できる場合を除く。)	200,000		5
	人工内耳用電池	・聴覚障害者(児)であって、現に人工内耳を装用している者(児)	月額	2,000	—

	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	・視覚障害2級以上の者(児)	1,030,000		別に定めるところによる。
	点字図書		別に定めるところによる。		
排せつ管理	ストーマ装具(畜便袋)	・ストーマ造設者(児) ・高度の排便機能障害者(児) ・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者(児) ・高度の排尿機能障害者(児) ※紙おむつの支給は、3歳以上	月額	8,600	—
	ストーマ装具(畜尿袋)		月額	11,300	
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)		月額	12,000	
	収尿器(男性用普通型)	・高度の排尿機能障害者(児)	7,700		1
	収尿器(男性用簡易型)		5,700		
	収尿器(女性用普通型)		8,500		
	収尿器(女性用簡易型)		5,900		
	住宅改修費 (別に定めるところによる。)	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上の者(児) ※特殊便器への切替えをする場合は、上肢障害2級以上の者(児) ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000	